

第5回 寝屋川市緑の基本計画審議会

議事録

日時：平成30年10月29日（月）午後2時から

場所：市役所議会棟4階 第1委員会室

出席者：別添のとおり

司会

定刻になりましたので、ただいまより第5回寝屋川市緑の基本計画審議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しいところ、御出席頂き誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきますまち建設部の清山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の審議会の出席者につきまして、ただいま委員10名のうち9名の出席でありますので、寝屋川市緑の基本計画審議会規則第6条第2号の規定により、本審議会は成立しておりますのでご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。「本日の次第」、「資料1パブリック・コメント手続き要領」、「資料2寝屋川市パブリック・コメント手続要綱」、「資料3みどりの基本計画改定版の策定までのスケジュール案」、「資料4みどりの基本計画改定版（素案）《概要資料》」、「資料5みどりの基本計画改定版（素案）」、「資料6第4回緑の基本計画審議会における意見内容と今後の対応方針」、「資料7みどりの基本計画第1次アクションプラン案」、「資料8緑視率調査結果報告」の9種類となっております。お揃いでしょうか。それでは、まち建設部長の大坪より開会のご挨拶を申し上げます。

大坪部長

まち建設部長の大坪でございます。本日はご多忙のなか、第5回寝屋川市緑の基本計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。さて、昨年度より検討を進めてきた「寝屋川市みどりの基本計画」の改定につきましては、都市緑地法や都市公園法をはじめとする関係法令の改正などを受けて、戦略的なみどりづくりや公園協議会による都市公園の質の向上、またはみどり法人による市民緑地制度の運用などをはじめ、これまで進めてきた市民等との協働によるみどりづくりを一層推進するための方針や施策について、本審議会での慎重ご審議を賜り、事務局素案として取りまとめたところでございます。本日は、昨年度に取りまとめた計画骨子案と、前回審議会でお示した具体施策や重点施策などを含めた計画全般について再度ご確認を賜り、12月初旬からのパブリック・コメント手続きにおいて公表を予定しています。また、あわせて計画の実効性を高めるアクションプラン策定に関する方針や緑視率調査結果についてもご確認いただき、本年度末の計画策定を目指して取り組んでまいりたいと考えています。内容については、後ほ

ど事務局より説明させますので、何卒慎重ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

司 会 ありがとうございます。それでは本日の案件に入らせて頂きますので、増田会長、議事進行よろしくお願いいたします。

増田会長 それでは、案件(1)計画策定までのスケジュールについて、事務局より説明願う。

事 務 局 案件(1)についてご説明いたします。本案件は、次の案件(2)でご審議頂いた「みどりの基本計画改定版（素案）」を公表し、パブリック・コメント手続きにおいて市民等のみなさんから意見を伺うことをはじめ、計画策定までの手続き時期等をお示すものです。前方スクリーンまたは資料1「パブリック・コメント手続き要領」をご覧ください。本市では、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の市政への参画を促進するため、将来の市の基本的な方針を定める計画などを対象として、その内容を縦覧の用に供し、市民等のみなさんからのご意見を募集する「パブリック・コメント手続き」を実施しています。今回改定する「みどりの基本計画」についても同手続きの実施対象となることから、本資料に基づきその概要をご説明するものです。

はじめに、資料冒頭では「基本計画の概要説明」とともに、「閲覧場所」として公園みどり課、市民情報コーナー、図書館、各シティ・ステーション等の市公共施設と、市のホームページで行う旨を記載しています。「意見の提出」は、市内に在住、在勤、在学しているみなさんや、意見を募集する政策に利害関係をもっているみなさんから頂くこととなります。「募集期間」は、平成30年12月3日～平成31年1月10日を予定しています。「提出方法」は、直接書面を持参頂いただくか、郵便、ファクシミリ、電子メールにて提出いただきます。また、「提出された意見」は、案に盛り込めるかどうかよく考えた上で、提出された意見のあらましと、意見に対する考え方を公表します。以上が概要でございますが、制度の詳細は資料2「寝屋川市パブリック・コメント手続要綱」をご確認頂きますようお願いいたします。

つぎにパブリック・コメント手続きを含む「計画策定までのスケジュール」をご説明いたします。お手元の資料3「みどりの基本計画改定版策定までのスケジュール案」をあわせてご覧ください。本日の第5回審議会における計画素案のご審議を踏まえ、11月中旬には市の内部手続きを経て、素案の最終取りまとめを行います。この素案をもとに、パブリック・コメント手続きを

実施し、あわせて大阪府との協議を行います。これらの手続きで提出された意見等を踏まえた計画案について、2月中旬の第6回審議会でご最終ご審議を賜り、計画案を取りまとめの上、市長へご報告頂きたく存じます。計画の公表は3月末を予定しています。以上で、案件(1)のご説明を終わります。

増田会長

パブリック・コメントでは中々市民から意見が挙がってこないケースが多い。例えば、商工会議所、教育関係機関や大学等の研究機関、市民活動団体などに投げかけて、広く意見を求めることも必要である。また、みどりの基本計画はホームページなどで公表してもなかなか浸透しない。次年度以降になるだろうが、市民や市外からの就学者、就労者にどう広く周知できるかを考えて頂きたい。例えばシンポジウムの開催や小学校への出前講座の実施などについて検討願う。市民を含めて緑化政策を推進するものであるから、広く知ってもらわないと意味がない。パブリック・コメント後、意見がありませんでしたという結果では、議会などから何をやっていたのかなどの声も挙がってくる。

増田会長

他にご意見等はよろしいか。それでは、案件(2)みどりの基本計画改定版(素案)について事務局より説明願う。

事務局

案件(2)についてご説明申し上げます。前方スクリーンまたは、お手元の資料4「みどりの基本計画改定版(素案)概要資料」の1ページをご覧ください。資料1ページは、計画の前提条件を整理した内容であり、骨子案から変更ありませんが、主に各項目の再確認をいたします。はじめに、資料の左上から「みどりの基本計画の改定にあたって」として、「みどりの基本計画」の定義を整理しています。

つぎに、「改定の背景」について【社会情勢の変化】や【関係法令・上位計画等の動向】、または【本市のみどりに関する動向】や【取り組みの実績】の視点から整理しています。つぎに、資料の右上「計画の枠組み」のうち、「目標年次」は概ね20年後の平成52年、「計画対象区域」は市域全域とします。

つぎに、「各主体の役割」では、計画の推進主体を市民・事業者・学校・行政とし、それぞれが適切な役割分担のもと、連携・相互支援を図ることとします。

つぎに、資料の左下「本市のみどりの現状」のうち、【緑地の現況】は「施設緑地」と「地域性緑地」をあわせて363.2haで、緑地率は約14.7%です。また、【緑被の現況】は、緑被率が約18.4%です。

つぎに、資料の中央「本市のみどりの課題」では、みどりの資源ごとに「保全」「充実」「創出」「ネットワーク」「協働」の視点で課題を整理しています。

以上の項目を踏まえ、【骨格的なみどり】、【みどりの拠点】、【土地利用に応じたみどり】、【ネットワークの形成】、【協働・共助によるみどり】の5つを「改定の視点」として設定します。

つぎに2ページをご覧ください。計画の基本理念と目標指標、またはこれを実現する基本方針と基本施策をお示ししています。はじめに「基本理念」として、多様な主体との協働・共助によるみどりのまちづくりを進め、中核市としての更なる発展を目指す趣旨を含め「協働・共助により発展する水とみどりの中核市寝屋川」を掲げます。

つぎに、「みどりの目標設定」として、【緑地率】や【都市公園の整備面積】、【緑被率】、【地域性緑地面積】の4つを掲げます。

つぎに、「基本方針及び基本施策」として、骨格・拠点・土地利用・ネットワーク・管理運営の大きく5つの「基本方針」と30の「基本施策」を掲げます。資料5「計画本編」の33、34ページをあわせてご覧ください。本計画の体系として、基本方針及び基本施策に基づき「具体的に取り組む56の施策」を示しており、続く35ページ以降に各施策内容を記載しています。本日の説明方法といたしましては、前回審議会でも「基本方針及び基本施策」をはじめ具体施策の内容をお示ししていることから、前回審議会でご意見を頂いた具体施策を中心に、資料5を交えながら行いますのでよろしくお願いいたします。なお、前回審議会のご意見等につきましては、資料6に取りまとめているので、別途ご参照ください。

はじめに、「基本方針1骨格となるみどり」の「自然と歴史文化溢れるみどりを保全・再生する」では、「淀川河川公園の保全・再生」、「広大な自然の眺望を備えた景観形成」を基本施策とした取り組みを進めます。なお、資料5の36ページに記載の具体施策2の名称は「新たなニーズに対応できる淀川河川公園の管理運営」でしたが、ワンドなどの自然環境の再生・保全後の市民等の活用を促進するという本旨に鑑み、名称を「淀川河川公園を活用したみどりの取り組みの促進」といたします。

つぎに、「多様な機能を有する大規模公園等を充実する」では、「パークマネジメントの推進」や、「都市計画公園緑地（府営公園）の見直しに向けた協議・調整」を基本施策として、都市の魅力向上に寄与するみどりの充実に取り組みます。

つぎに、「基本方針2拠点となるみどり」の「都市公園のあり方を示す」では、地域性を踏まえた機能分担や適正配置の方針などを検討します。

つぎに、「都市公園を創出する」では、優先順位を踏まえた都市公園の整備を推進します。なお、前回審議会において、資料5の43ページに記載する具体施策10「計画的かつ効果的な都市公園の整備」について、「公園に関する防災の位置づけを確認するべき」とのご意見につきまして、本市地域防災計

画では、概ね1 ha 以上が開設されている打上川治水緑地他9公園を一時避難地として指定することとしています。具体施策の推進における今後の都市公園整備においても、優先順位を踏まえた都市計画公園等の整備に取り組むなど、一時避難地のみならず、避難地や延焼遮断などの防災性向上の必要性などを十分に踏まえた取り組みを進めてまいります。

つぎに、「都市計画公園を見直す」では、地域におけるみどりの状況や、都市計画公園に求められる機能などを明確にした上で、必要に応じて見直しを行います。

つぎに、「都市公園の質を高める」では、「市民が満足できる公園づくり」や「安全安心を確保する効率的な公園の維持管理」を基本施策とした取り組みを進めます。なお、前回審議会において、資料5の47ページに記載する具体施策14「寝屋川市公園施設インフラ保全計画に基づく維持管理」について、「災害時の対応における樹木の事前管理や、長寿命化の視点を踏まえた桜の延命化などに取り組むべき」とのご意見につきまして、マニュアルに基づく管理の継続とともに、更なる充実を図ることとし、取り組み例に掲げる「植栽管理マニュアルに基づく維持管理」や「長寿命化を前提とした公園施設の維持管理」を推進してまいります。

つぎに、「基本方針3土地利用に応じたみどり」の「シンボルとなるみどりを充実する」では、「鉄道駅周辺における緑化」や、「公共公益施設等における緑化」を基本施策とした取り組みを進めます。

つぎに、「地域性に応じたきめ細やかなみどりを保全・充実する」では、6つの基本施策に基づき、土地利用などに応じた緑化やポケットパークなどの空間づくり、農地の保全・活用に取り組めます。なお、前回審議会において、資料5の60ページに記載する具体施策28「身近なみどりとのふれあいの場の創出」に関連して、小規模公園の利用価値や存在意義について、大径木の生育地としての機能を有することや、運営管理を見据えた市民協働による公園づくりの重要性に関するご意見につきまして、新たな公園の設置方法などの検討や、市民主体の管理運営を促進することとし、取り組み例に挙げる「開発許可制度における公園等の設置基準などの検討」や、資料5の42ページに記載する具体施策9「協働による都市公園の計画づくり」の取り組み例「ワークショップなどによる計画づくり」を推進してまいります。

つぎに、「基本方針4ネットワークを形成するみどり」の「みどりの骨格や拠点をつなげる」では、4つの基本施策に基づき、主要幹線道路沿道の緑化や河川の水環境・桜並木の保全、または歴史街道の景観形成など、骨格や拠点のつながり確保に取り組めます。

つぎに、「きめ細やかなみどりをつなげる」では、「身近な道路におけるみどりの充実」や「市内水路網の保全」を基本施策として、きめ細やかなみど

りのつながり確保に取り組みます。

つぎに、「エコロジカルネットワークの形成」では、みどりの骨格や拠点を中心とした自然環境の有機的なつながり確保に取り組みます。

つぎに、「基本方針5みどりの運営管理」の「行動に関わる仕組みをつくる」では、「協働・共助・連携にかかるしくみの構築」や「みどりの関連制度の充実」を基本施策とした取り組みを進めます。なお、前回審議会において、資料5の73ページに記載する具体施策43「庁内関係課及び国・府・周辺市との連携強化」に関連して、寝屋川再生ワークショップの取り組みなど、行政一体で取り組むことが重要であるとのご意見につきまして、庁内検討委員会の拡大・継続など、計画改定後も関係部局との更なる連携を図ることとし、取り組み例に掲げる「庁内検討委員会の再編・運営」などを進めてまいります。また、資料5の74ページに記載する具体施策44「協働・共助によるみどりのまちづくりの推進体制の構築」に関連して「情報交換や行動起点としての機能、または地域コミュニティとテーマ型コミュニティの連携について、プラットフォームなどの仕組みの中での工夫が非常に重要である」とのご意見につきまして、これを十分に踏まえるとともに、行政が形式的に取り仕切るのではなく、参加者において求められる形の構築を目指し、取り組み例に掲げるみどりのプラットフォームの設置に取り組んでまいります。

つぎに、「協働の取り組みを進める」では、「みどりの担い手の育成」や「みどりの活動への支援」を基本施策とした取り組みを進めます。なお、資料5の78ページに記載する具体施策49「みどりの取り組みのきっかけづくり」に関連して、事業者や学校の協働への参画の重要性や、地域学習の副読本として本計画を加えること、または学校図書室への概要版の配架など、協働を促す取り組みの重要性に関するご意見につきまして、「出前講座の利用促進」と「みどりの普及・啓発パンフレット発行」を施策として掲げ、環境学習などを含めて、みどりの取り組みへのきっかけの提供に努めます。

つぎに、「みどりを普及・啓発する」では、「みどりに関する情報の発信・共有」や、「みどりを活かしたシティプロモーションの推進」を基本施策とした取り組みを進めます。以上が基本方針、及び基本施策と具体施策でございます。

つぎに、資料4「概要資料」の3ページをご覧ください。資料の上段には、みどりの将来像とともに、重点的に取り組む具体施策をパッケージングした4つの「重点施策」と、これらを展開する【緑化重点地区】と【保全配慮地区】などの区域と概要を示しています。4つの重点施策の概要として、重点施策①【緑化重点地区】は、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区であり、【寝屋川市駅周辺地区】と【東寝屋川駅・寝屋川公園周辺地区】を位置づけます。つぎに、重点施策②【保全配慮地区】は、重点的に緑地の保全に

配慮を加えるべき地区であり、【淀川河川公園周辺地区】を位置付けます。つぎに、重点施策③【実感できるみどりの創出】は、緑化重点地区において、訪れる人々が感じるみどりを緑視率として管理します。最後に、重点施策④【協働・共助によるみどりのまちづくりの仕組みづくり】は、市域全体における『協働・共助によるみどりのまちづくり』を着実に推進するための施策を展開します。

つぎに、各重点施策の内容をご説明いたします。資料5の88ページをあわせてご覧ください。はじめに、緑化重点地区の「寝屋川市駅周辺地区」ですが、緑化推進の方針としては、都市基盤整備などとあわせた新たなみどりの創出やみどり資源の活用により、本市の中心核として、水とみどりに包まれた文化性の高い、魅力と活力にあふれた拠点づくりを進めるものです。重点的に取り組む具体施策は、初本町公園などの「都市公園の再整備」や寝屋川市駅周辺や桜街道などにおける「市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実」、また、都市機能誘導区域における「新たなまちづくりと併せた計画的な緑化」、さらには、地区全体における「まちなかに広げる民有地のみどり」や、寝屋川せせらぎ公園における「親水空間の活用」などに取り組みます。

つぎに「東寝屋川駅・寝屋川公園周辺地区」です。資料5の90ページをあわせてご覧ください。緑化推進の方針としては、駅周辺の計画的なまちづくりを推進する中で、府営寝屋川公園の更なる利活用の促進などを検証しつつ、地区全体における取り組みを進めます。重点的に取り組む具体施策としては、寝屋川公園における「戦略的なマネジメント」や公共施設における「地域のモデルとなる先導的な緑化」、また、学校敷地等における「地域活動拠点としての活用」、さらには、東寝屋川駅前線の整備に併せた「街路樹などの整備」などに取り組めます。

つぎに保全配慮地区である「淀川河川公園周辺地区」です。資料5の93ページをあわせてご覧ください。緑地保全の方針としては、「新寝屋川八景」に指定される淀川河川公園を中心とした広大な自然環境を保全するとともに、多様な主体による管理運営を進めます。重点的に取り組む具体施策としては、淀川河川公園における「ワンドを中心とした自然環境の保全・再生」や、「新たなニーズに対応できる の管理運営」、または「自然・歴史・文化資源と一体となった景観形成」、さらには、幹線水路における桜並木などの「みどりの保全・創出」に取り組めます。

つぎに、資料の95ページは「実感できるみどりの創出」として、緑化重点地区内での緑視率調査を実施するものですが、詳細は案件(4)にてご説明いたします。

つづいて資料の96ページをご覧ください。市域全体で取り組む「協働・共

助による仕組みづくり」を重点施策として、「みどりへの関心を高めるきっかけを提供する」、「みどりの取り組みを促進する」、「みどりのプラットフォームを構築する」の3つの視点に応じた施策展開を図るものでございます。

資料5の97ページをあわせてご覧ください。視点1では、「みどりへの関心を高めるきっかけを提供する」として、「みどりへの関心や理解を深めるための取り組み」や「みどりの技術や知識を習得する機会の創出」を取り組み方針とし、具体施策として「みどりの相談窓口の設置」や「啓発イベントの実施」などに取り組みます。つぎに、資料5の98ページをあわせてご覧ください。視点2では、「みどりの取り組みを促進する」として、「各個人が行う取り組み」とともに、「協働の取り組みへ発展させる」ための情報提供、または「取り組み場所の確保」や「資機材の提供」、「コーディネーターの育成・登録制度」などによる活動の促進を取り組み方針とし、具体施策として「専門家の育成」や「取り組み場所の確保」、または、「資機材や技術的支援」と「情報の発信・共有」に取り組みます。つぎに、資料5の99ページをあわせてご覧ください。視点3では、「みどりのプラットフォームを構築する」として、協働の取り組みを継続、発展させるため、「多様な主体の連携強化を図る」ための新たな仕組みづくりを行うことを取り組み方針とし、具体施策として、「みどりのプラットフォームの設置」に取り組みます。以上が重点施策の内容です。

つぎに、資料4にお戻り頂き、3ページ下段をご覧ください。「計画の推進、管理」の「推進体制」では、市民・事業者・学校・行政が関わる「みどりのプラットフォーム」のイメージを示しています。

つぎに、「計画の進行管理」では、概ね10年後の中間年次における見直しや、施策の実効性を高める「アクションプラン」を策定します。「アクションプラン」内容は、次の案件でご説明いたします。

最後に「計画の評価」では、マネジメントシステムの基本的な考え方であるPDCAサイクルによる評価を実施します。以上が素案の内容でございます。案件(1)でご説明いたしました「パブリック・コメント手続」前の最終取りまとめとして、ご審議を賜りたく存じますのでよろしくお願い申し上げます。

工藤委員

「中核市寝屋川」という言葉が基本理念に盛り込まれているが、中核市への移行によって、今回の施策等に関する市の権限への影響はあるのか。

事務局

保健所設置などの権限が拡大するなど、みどりの分野には直接関わりはありませんが、都市格の向上に向けて市全体で取り組んでまいります。

山野副会長

概要版、本編とも色使いが多く混乱する。市のロゴは青色が使われている

ことから、行政関連は同色で統一するなど、本編の6、7ページの「各主体の役割」と36ページ以降の具体施策の「取組主体」の色が異なる部分を統一すべき。また、「各主体の役割」と「5つの基本方針」、「重点施策」などが同色であると関連性があるように見えるため、「重点施策」などは無色にするなど必要最小限に留めるべき。

中村委員 公園の利用については、乳幼児、子ども、大人で視点が違うので、これらの世代が関係するPTAに意見を聞くのも良いと思う。実際に公園をどのように利用するかに絞って意見を聞いて頂きたい。市ではサクラプロジェクトを推進しているが、子どもが喜ぶのはドングリである。PTAや子育て世代の親に意見を聞けることは公園利用にとって良いことだと思う。

増田会長 どこまで対応できるか事務局でご検討頂きたい。ホームページやチラシなどの配架だけで広く周知することは難しいと思う。

山野副会長 多くの市民に気軽に見てもらおうという趣旨から、パブリック・コメント用の概要資料をさらに簡略化し、1枚にまとめることはできないか。

増田会長 1枚では伝える内容に限界があるのではないか。最低でも原案の内容程度は記載しておくべき。また、PDCIサイクルはPDCAサイクルではないのか。

事務局 本市では慣例的にPDCIとして掲げています。

増田会長 パブリック・コメントでは専門的な内容は難しい部分もあるが、本年9月の台風で街路樹などが多数倒木したことを踏まえ、樹木の適正管理などには市民も興味があると思う。台風による倒木などは、国において自然造物の扱いであることから被害査定はなされず、自治体が単費で処理しなければならない。大阪層群の特徴である地下水位の高さや、海成粘土層の影響で樹木の地下茎がなかなか伸びないことで皿根になり倒れやすい状況であったことや、腐朽菌なども倒木の一因であろう。このまま改善がなければ再発することは懸念される。従来大阪では、地面に対して少し高めに植える「高植え」が主流であったが、近年は関東と同様に地面と同じ高さに抑える「平植え」のデザインが流行っていたこともあり、このことも影響したのではないか。街路樹に関しては、植樹を大きくするなど道路構造令で対応できる可能性が考えられるが、公園の樹木は公園管理技術の視点で倒木対策を検討する必要がある。基本的に樹木にメンテナンスフリーは有り得ない。

増田会長 他にご意見等はよろしいか。それでは、案件(3)アクションプランの策定方針について事務局より説明願う。

事務局 案件(3)についてご説明いたします。お手元の資料7「みどりの基本計画アクションプラン案」の1ページをあわせてご覧ください。アクションプランの概要でございますが、施策の実効性を高めるため取り組みの進捗状況などを概ね5年ごとに管理することを目的としています。下図には、参考として平成52年度までのアクションプランの進行管理のイメージをお示ししています。つぎに、資料の2ページ、3ページをご覧ください。対象とする施策は、「基本計画」に示す56の具体施策とします。つぎに、資料の4ページをご覧ください。重点施策として位置づける、緑化重点地区の「寝屋川市駅周辺地区」と「東寝屋川駅・寝屋川公園周辺地区」、保全配慮地区の「淀川河川公園周辺地区」、さらには「緑視率調査」や市域全体で取り組む「協働・共助によるみどりのまちづくり」に関連する施策をパッケージ化し、共通の指標による包括的な視点で、重点施策ごとの全体成果を確認します。なお、前回審議会において、「出来る限り全ての施策に対して目標値を掲げるべきとのご意見に関連して、重点施策のパッケージングによる目標値の設定とあわせて、全ての具体施策の実績等を確認してまいります。また、目標値については今後も検討を重ね、出来る限り具体的数値の設定につとめてまいります。

資料の5ページ、6ページをご覧ください。はじめに、緑化重点地区の「寝屋川市駅周辺地区」で取り組む施策と進捗管理ですが、地区の「緑化推進の方針」は基本計画に示すとおりです。「重点的に取り組む具体施策」と「目標設定」は、緑化重点地区を設定する3つの視点により具体施策をパッケージ化した上で、各視点内で共通する目標指標を設定し、重点施策の進捗状況を管理します。視点1「まちづくり事業等に伴う新たなみどりの充実」では、具体施策の「新たなまちづくりと併せた計画的な緑化」や「主要な幹線道路沿道における景観形成」、「新たな道路整備に併せた街路樹などの整備」などをパッケージングし、「地区における施設緑地の面積」と「民有地の緑化面積」を目標指標として設定します。視点2「都市の核としてのにぎわいの創出・市の顔づくり」では、具体施策の「市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実」や「親水空間の活用」、「みどりのプロジェクトの推進」などをパッケージングし、「地区における公園等でのイベントなどの年間当たりの実施回数」を目標指標として設定します。視点3「みどりが不足する地域のみどりの充実」では、具体施策の「都市公園の整備」や「地域のモデルとなる先導的な緑化」、「身近な道路沿道の緑化」などをパッケージングし、「地区における緑視率」を目標指標として設定します。

つぎに、資料の7ページ、8ページをご覧ください。緑化重点地区の「東

寝屋川駅・寝屋川公園周辺地区」ですが、「緑化推進の方針」は、基本計画に示すとおりです。「重点的に取り組む具体施策」と「目標設定」は、「寝屋川市駅周辺地区」と同様の方法で行います。はじめに、視点1では具体施策の「都市計画公園・緑地（府営公園）の見直しに向けた協議・調整」や「計画的かつ効果的な都市公園の整備」などをパッケージングし、「地区における施設緑地の面積」と「民有地の緑化面積」を目標指標として設定します。視点2では、具体施策の「大規模公園の戦略的なマネジメント」や「みどりのプロジェクトの推進」などをパッケージングし、「地区における公園等でのイベントなどの年間当たりの実施回数」を目標指標として設定します。視点3では、具体施策の「地域のモデルとなる先導的な緑化」や「まちなかに広げる民有地のみどり」などをパッケージングし、「地区における緑視率」を目標指標として設定します。以上が緑化重点地区です。

つぎに、資料の9ページ、10ページをご覧ください。保全配慮地区である「淀川河川公園周辺地区」ですが、「緑地保全の方針」は、基本計画に示すとおりです。「重点的に取り組む具体施策」と「目標設定」は、緑化重点地区と同様の方法で構築します。視点1「協働による保全活動等の展開」では、具体施策「淀川河川公園を活用したみどりの取り組みの促進」を掲げ、「淀川河川公園の管理運営に関する活動やイベントにかかわる団体数や参加人数」を目標指標として設定します。視点2「貴重種などの生物の生息・生育環境としての保全」では、具体施策の「ワンドを中心とした淀川の自然環境の保全・再生」や「親水空間の活用などをパッケージングし、「ワンドにおける在来生物種の確認数」を目標指標として設定します。視点3「水辺や歴史文化などの特徴的な景観を形成するみどりの保全」では、具体施策の「淀川周辺の自然・歴史・文化資源と一体となった景観形成」や「主要な河川等におけるみどりの保全・創出」などをパッケージングし、「桜の樹勢回復処置本数」を目標指標として設定します。

つぎに、資料の11ページをご覧ください。市域全体で取り組む「協働・共助によるみどりのまちづくり」についても、他の重点施策と同様に、各視点のパッケージングによる管理を行います。視点1「みどりへの関心を高めるきっかけを提供する」では、具体施策の「みどりの相談窓口の設置」や「啓発イベント等の実施」などをパッケージングし、「情報の発信回数」と「市民緑化教室の参加者」を目標指標として設定します。視点2「みどりの取り組みを促進する」では、具体施策の「みどりの専門家の育成」や「取り組み場所、資機材、技術的支援」などをパッケージングし、「みどりに関する活動団体数」と「助成制度の年間当たり活用件数」を目標指標として設定します。視点3「みどりのプラットフォームを構築する」では、具体施策の「協働・共助によるみどりのまちづくりの推進体制の構築」に取り組み、「みどりのプラ

ットホームの設置状況」を目標指標として設定します。以上が、重点施策の進捗管理です。

つぎに、資料の12ページをご覧ください。重点施策を含めた、全ての具体施策の実績を確認する「個別シート」として、「基本計画」に基づき「施策名称」や「概要」、「関係法令」、「実施時期の目安」などを記載します。また、「実施時期の目安」として、「既存事業」については、計画策定後も継続して第一次アクションプランから取り組みます。また、「新規事業」は、5年以内に実施を予定する「新たなまちづくり事業等に伴う取り組み」や「公園整備」、または「関係機関との調整を要する仕組みづくり」の他、「早期に実施すべき取り組み」について、第一次アクションプランから取り組むこととします。

最後に、資料の13ページをご覧ください。個別シート例として、具体施策策4「大規模公園の戦略的なマネジメント」に関するシートを作成しています。重点施策の場合は、施策名称に「重点」と明記し、施策概要とともに「対応する重点施策」を記載します。「実施時期」は、第一次アクションプランの対象期間である平成31年度から平成35年度に取り組む「既存施策」と「新規施策」をガンチャートにて示し、最下段には取り組み経過などを追記していき、各施策の実績を確認いたします。なお、アクションプランにつきましても、次回審議会において、全ての個別シートを含めて再度ご確認ください。以上で、基本計画の策定時、または策定直後に別途作成することといたします。

最後になりますが、委員各位への事前説明時に、淀川河川公園や寝屋川公園などの国有・府有施設における施策の推進と目標値の設定について、市の関与の仕方などを明確にするべきとのご意見を頂いていますので、これを踏まえて修正を行うことをあわせてご報告いたします。以上で案件(3)のご説明を終わります。

石田委員 本編には国・府と市の連携が示されているが、アクションプランにも国等の関係機関との関わりを明記して頂きたい。また、緑化重点地区の視点3における目標値が「向上」になっているが、どこか1ヶ所でも具体的な数値として5年後に目指すべき明確な目標値を記載するべき。

事務局 今後5年間でみどりが増加する可能性が高いものは都市計画道路（対馬江大利線）であると考えており、これらの測定箇所における目標値の設定について事務局内で検討いたします。

工藤委員 「みどりのプラットフォーム」の目標は設置のみか。「参画する団体数を増やす」、「登録件数を増やす」などを指標にできないか。

増田会長	設置（スタート）以外にも「運用開始」という考え方もある。
事務局	施策によっては20年間同じ指標を掲げるべき内容もあるが、「みどりのプラットホーム」に関しては、まず5年目までは「設置」とし、次の5年については参画団体の「登録」を目標指標にするなど、可変的な設定を検討いたします。
増田会長	<p>アクションプランの構成について、重点施策の前に個別施策を紹介したほうが良い。これに関連して、本編101ページの「計画の進行管理」において、アクションプランにおけるパッケージングによる目標指標や、個別カルテによる具体施策の進捗管理内容を明記するなど、本編においても具体的な進行管理方法を示すべき。</p> <p>また、緑化重点地区の現状数値と目標数値は両地区とも同様か。</p>
事務局	資料に誤りがありますので、東寝屋川駅・寝屋川公園周辺地区の数値について、現状の数値は360,400㎡、目標数値は363,000㎡に訂正いたします。申し訳ございません。
増田会長	目標指標で「向上」とあるが、毎年の向上、または5年後の向上なのか。「向上」というよりも10%増などの目標指標を掲げ、少しずつでも達成状況を確認する方が達成感があり、取組主体のモチベーションが維持できるのではないか。
山野副会長	アクションプラン2、3ページの施策一覧における具体施策と重点施策との関連性について、具体施策を統括した視点により重点施策を掲げる旨の表示とすべき。
増田会長	本編では表示に工夫されており、同様の表現とするべきであろう。
大迫委員	アクションプラン7ページの視点2-1（東寝屋川駅・寝屋川公園周辺地区におけるイベントの開催数）について、現状のイベント回数として数えられているものはどのような内容か。市が63個ものたくさんのイベントを実施しているのか。
事務局	イベント数は、府営寝屋川公園の指定管理者が実施している自然観察やテニス大会などのイベントをカウントしたものです。また、アクションプラン5ページの視点2-1（寝屋川市駅周辺地区におけるイベントの開催数）のイ

ント回数 169 回には、寝屋川市駅周辺における市民に身近な街区公園などにおいて、定期的実施される地域の方々によるイベントをカウントしており、市が関与する大きなイベントはありません。

増田会長 市の関連性について注釈を入れるなど、市民の実感とかけ離れた表現は避けるべきである。

石田委員 寝屋川市駅前のせせらぎ公園における美化活動イベントなどはカウントされているのか。

事務局 美化活動を含めて都市公園の使用許可を得ている行為は原則全てカウントしていますが、未申請の場合はカウント漏れする可能性があります。

石田委員 遊びのイベントを増やすのか、美化活動など地域の関わりを増やすのか、イベントを通じて何を目標しているかで目標が変わってくると思う。

増田会長 イベント内容に応じてタイプ分けした指標を検討するのも良い。いずれにせよ、市民の実感との齟齬を無くすべき。

中村委員 イベント回数を目標指標に設定する場合、緑化イベントや美化活動、地域のイベントもカウントすべきである。大和公園と周辺の散歩道では、美化活動は毎日実施しており、地域のふれあいイベントも多数実施している。これをカウントすると数がかかなり多くなり把握も難しいとは思いますが、緑化に関するクリーンロードは盛込むべきである。

大迫委員 アクションプラン 9 ページの視点 2-1 の「ワンドにおける在来生物種の確認数」は、目標指標として現状維持が妥当か。

事務局 国土交通省で実施される点野ワンドの改修工事に伴う水辺空間の自然再生を確認するため、ワンドにおける在来生物種として魚類をカウントすることとしています。

増田会長 このあたりの目標指標について、石田委員のご意見は如何か。

石田委員 在来生物種の確認数について、特定種のみが増加することや、在来生物 23 種が存在する現状が生態系バランス上良い状態なのか検証することは非常に難しい。また、点野ワンドのみでイタセンパラを増やすとなっても生息は難

しいことから、現状維持は当初段階の目標指標としては適切ではないかと思う。植物についても、国土交通省は新たな植栽を予定しておらず、目標指標に影響はないと思われる。

増田会長 本日示されたパブリック・コメント案には用語集が添付されていないので、巻末に盛込んで頂きたい。

増田会長 他にご意見等はよろしいか。それでは、案件(4)緑視率調査の結果について事務局より説明願う。

事務局 案件(4)についてご説明いたします。資料5の95ページをご覧ください。8-3 実感できるみどりの創出について緑視率調査を実施いたしました。緑視率調査の目的としまして、本計画では、「寝屋川市駅周辺地区」及び「東寝屋川駅・寝屋川公園周辺地区」を緑化重点地区として設定し、本市が主体的かつ重点的に進めるみどりの保全や緑化の推進などにより、本市の顔としてのみどり溢れる景観形成を図ることとしています。このため、市内外から訪れる人々が実感できるみどりの目標指標として、街の人々が見る風景の中に含まれるみどりの割合を算出する緑視率を設定し、緑化重点地区における継続的な調査を行うことを目的とします。重点的に取り組む具体施策は「市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実」であります。

続きまして、資料が変わりまして資料8の1ページをご覧ください。緑視率の調査対象地といたしまして「大阪府緑視率調査ガイドライン」に基づき、今後、緑化の促進が求められる場所として緑化重点地区内の「寝屋川市駅周辺」と「東寝屋川駅周辺」を選定いたしました。

資料の2ページをご覧ください。寝屋川市駅周辺の調査場所といたしましては、(1)寝屋川市駅前線(寝屋川市駅前交差点)(2)寝屋川市駅東側駅前広場(3)寝屋川市駅西側広場(4)都市計画道路対馬江大利線(整備予定区間)、東寝屋川駅周辺の調査場所といたしましては(5)東寝屋川駅駅前広場(6)東寝屋川駅前線(打上団地前交差点)(7)寝屋川公園入口部交差点(参考1)都市計画道路東寝屋川駅前線(整備予定区間)といたしました。なお、都市計画道路東寝屋川駅前線に係る調査場所については、道路整備に伴い周辺環境が大きく変化するため参考としてお示ししております。

資料の3ページをご覧ください。調査概要といたしまして、調査日時については、平成30年8月21日13時から16時30分に撮影いたしました。調査場所及び対象となるみどりの一覧をお示ししております。撮影方法といたしましては、大阪府緑視率調査ガイドラインに基づき高さ1.5mの視点でデジタルカメラを地面に平行に固定して撮影いたしました。

資料の4ページをご覧ください。調査結果の一覧表となっており、緑視率は1.2%から24.6%となっております。

資料の5ページをご覧ください。撮影地点は(1)寝屋川駅前線の寝屋川市駅前交差点であり撮影場所・撮影方向を示しております。右側に撮影写真・測定結果を示しており、街路樹や④番の寝屋川駅前線の緑地があり緑視率は4.4%となっております。なお、民有地の緑については後ほど出てきますが、オレンジ色で塗りつぶしております。

資料の6ページをご覧ください。(2)寝屋川市駅東側駅前広場(中央出入口付近)であり撮影場所・撮影方向を示しております。測定結果といたしまして、ロータリーの植栽やハナミズキが列植されており緑視率は16.7%となっております。

資料の7ページをご覧ください。(3-1)寝屋川市駅西側駅前広場(南出入口付近)であり撮影場所・撮影方向を示しております。測定結果といたしまして、ケヤキが植栽された広場があり、緑視率は12.0%となっております。

資料の8ページをご覧ください。(3-2)寝屋川市駅西側駅前広場(交番前付近)であり撮影場所・撮影方向を示しております。測定結果といたしまして、ロータリーや歩道に植栽されており緑視率は24.6%となっております。

資料の9ページをご覧ください。(4-1)都市計画道路対馬江大利線1としまして、撮影場所・撮影方向を示しております。測定結果といたしまして、友呂岐水路付近の緑視率は1.4%となっております。(4-2)都市計画道路対馬江大利線2としまして、撮影場所・撮影方向を示しております。測定結果といたしまして、商店街付近1の緑視率は1.2%となっております。

資料の10ページをご覧ください。(4-3)都市計画道路対馬江大利線3としまして、撮影場所・撮影方向を示しております。測定結果といたしまして、商店街付近2の緑視率は9.0%となっております。(4-4)都市計画道路対馬江大利線4としまして、撮影場所・撮影方向を示しております。測定結果といたしまして、古川付近1の緑視率は6.4%となっております。

資料の11ページをご覧ください。(4-5)都市計画道路対馬江大利線5としまして、撮影場所・撮影方向を示しております。測定結果といたしまして、高柳交差点付近の緑視率は2.3%となっております。

資料の12ページをご覧ください。(5)東寝屋川駅駅前広場(駅出入口)であり撮影場所・撮影方向を示しております。測定結果といたしまして、ロータリーの植栽や民有地の緑地もありますが、緑視率2.9%となっております。

資料の13ページをご覧ください。(6)東寝屋川駅前線(打上団地前交差点)であり撮影場所・撮影方向を示しております。測定結果といたしまして、街路樹や民有地の植栽があり、緑視率は5.3%となっております。

資料の14ページをご覧ください。(7)寝屋川公園入口部交差点であり撮影場

所・撮影方向を示しております。測定結果といたしまして、公園入口の植栽があり、緑視率は4.7%となっております。

資料の15ページをご覧ください。(参考1)都市計画道路東寝屋川駅前線であり撮影場所・撮影方向を示しております。現道がないため参考としまして、交差点の現状であり、緑視率は3.5%となっております。以上で案件(4)のご説明を終わらせていただきます。

工藤委員 非常に重要な調査であると思うが、写真を見る限り画角には道路や建物が多く、緑視率の向上が今後期待されるのか。大阪府のガイドラインをもとに算定することのことだが、他に最適な結果測定方法はないのか。

増田会長 緑視率調査は、画角や地点の設定で結果がかなり変わってくる。普遍的な手法は特になく、先のガイドラインは大阪府や大阪市が先行的な実施に伴い一定のルール化を図ったものであり、これをもとにデータ収集に努めるなど、継続的に取り組むことが重要である。なお、調査時期についても配慮する必要があり、倒木被害があった台風被害や樹木剪定の前後では状況が大きく異なる。

中村委員 住宅地のみどりでは、プランターのみどりをカウントできなければ大きく増やせない事情もある。樹木は見通しを悪くするので、地域によっては、安全性の問題から避けられるケースがある。

増田会長 安全性の確保は基本であり、これらを含めたルールづくりが重要である。公有地に面しているプランターの中には、色々な花が混ざって植えられることでデザインの統一感が無かったり、管理が不十分で汚れているケースが見受けられる。例えば、プランターの5割以上は白色の花とするなど目的に応じたルールが大切である。また、安全性に関しては夜間、街灯等で樹冠の上から光を照らすと樹の陰により暗闇ができるので、本大学構内ではフットライトで下から樹木を照らす工夫をした事例もある。これらも踏まえ、接道部緑化の方向性を考えることが大事である。

中村委員 今年の夏は非常に高温であったので、多少楽をしてみどりを維持管理できる植物を取り入れたい。

増田会長 見た目への配慮については、花壇やプランターの後ろに背景樹木を植栽することや、植え替えや維持管理を容易にするためその前面60cmを植え替え可能な範囲とするなど、市民が花壇に踏み込む必要が無くなる工夫などが考

- えられる。みどりのプラットホームが設置されると、植えたい花の種類などの色々な議論も可能となるであろう。
- 増田会長 それでは、そろそろ意見も出尽くしたようなので、本日の案件は全て終了とし、事務局へお返しします。
- 司 会 会長、議事進行誠にありがとうございました。
 なお、本日賜りましたご意見を踏まえた修正内容等についての取り扱いについて、事務局の考えがあればお願いします。
- 事 務 局 パブリック・コメント手続の実施にあたり、本日のご意見を踏まえた修正内容のご確認について、増田会長にご一任頂ければ幸いです。
- 委員各位 異議なし。
- 司 会 ありがとうございます。それでは、最後に公園みどり課長の山口より閉会のご挨拶を申し上げます。
- 山口課長 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。本日は、慎重なるご審議を賜り誠にありがとうございました。今後におきましては、本日賜りましたご審議を踏まえて計画素案を修正した上で、パブリック・コメント手続を実施し、市民等の皆様からのご意見を十分に考慮した上で計画策定を進めてまいりたいと考えております。秋冷の折でございますので、委員の皆様におかれましては、お身体にご自愛いただき、益々ご活躍されますことをご祈念いたしましてお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。
- 司 会 以上をもちまして、「第5回寝屋川市緑の基本計画審議会」を閉会いたします。なお、次回の審議会につきましては、平成31年2月8日（金）14時から、市役所議会棟5階の第2委員会室で開催を予定していますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。本日はお疲れ様でした。

以上